

関係業界団体 代表者 各位

福岡市長 高島 宗一郎
(財政局技術監理部技術監理課)

建設現場に設置する「快適トイレ」の導入（試行）について（通知）

貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

福岡市では、建設現場において男女ともに働きやすい環境とするため、ワーク・ライフ・バランスを推進できる環境整備を進めておりますが、その一環として、建設現場のトイレにこれまでのものに比べて質の良いトイレ（快適トイレ）を設置する取組を実施することとしたので、下記のとおりお知らせします。

また、貴団体傘下の会員の方々への周知をよろしく申し上げます。

記

1. 対象工事

建築工事、電気・機械設備工事、土木工事

2. 適用年月日

平成30年4月1日以降、起工する工事から適用

※既契約工事についても受発注者間で協議のうえ、適用可能とする。

※快適トイレの費用については、当初設計では計上せず、導入できた工事について設計変更時に計上するものとする。

2. 快適トイレの仕様

快適トイレの仕様等	定義
【快適トイレに求める標準仕様】 (1)洋式便座 (2)水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む） (3)臭い逆流防止機能（フラッパー機能） （必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること） (4)容易に開かない施錠機能（二重ロック等） （二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの） (5)照明設備（電源がなくても良いもの） (6)衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）	現場に導入するにあたり、 <u>必ず備えるもの</u>
【快適トイレとして活用するために備える付属品】 (7)現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 (8)入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等） (9)サニタリーボックス（女性専用トイレに限る） (10)鏡付きの洗面台 (11)便座除菌シート等の衛生用品	
【推奨する仕様、付属品】 (12)室内寸法 900×900mm 以上（半畳程度以上） (13)擬音装置 (14)着替え台（フィッティングボード等） (15)フラッパー機能の多重化 (16)窓など室内温度の調整が可能な設備 (17)小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）	装備していればより快適となるもの

快適トイレの標準仕様イメージ

快適トイレの標準仕様

1. トイレに求める機能

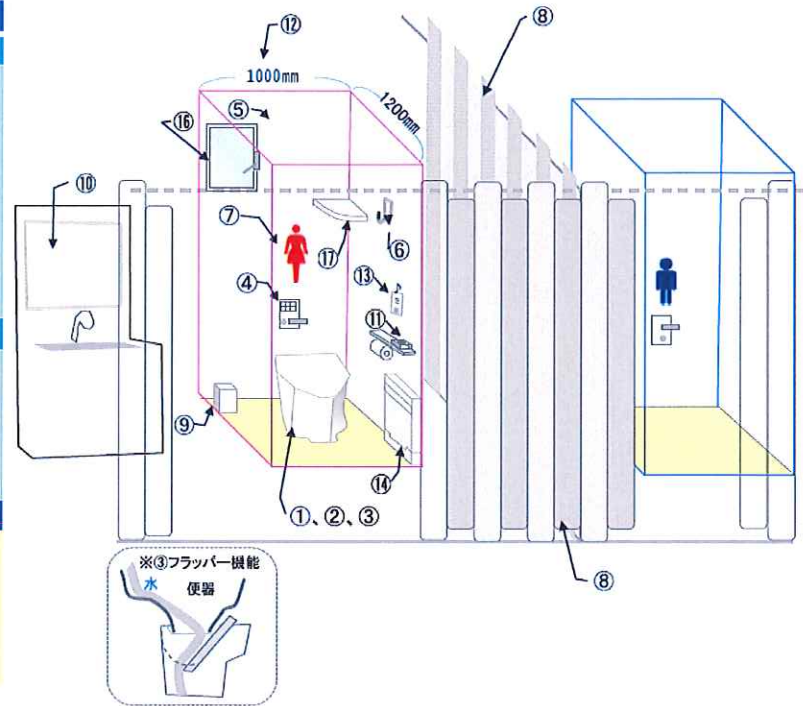
- ①洋式便座
- ②水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置を含む)
- ③臭い逆流防止機能(フラッパー機能)
(必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取る
こと)
- ④容易に開かない施錠機能(二重ロック等)
(二重ロックの備えがなくても容易に開かない
ことを製造者が説明出来るもの)
- ⑤照明設備(電源がなくても良いもの)
- ⑥衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場
設備機能(耐荷重5kg以上)

2. 付属品として備えるもの

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入
口が直接見えないような配置等)
- ⑨サニタリーボックス(女性専用トイレに限る)
- ⑩鏡付きの洗面台
- ⑪便座除菌シート等の衛生用品

3. 推奨する仕様、付属品

- ⑫室内寸法900×900mm以上(半量程度以上)
- ⑬振音装置
- ⑭着替え台(フィッティングボード等)
- ⑮フラッパー機能の多重化
- ⑯窓など室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場等(トイレットペーパー予備置き場)



3. 快適トイレに関する費用の積算方法

- ・別紙1のとおり

4. 特記仕様書の記載例

- ・別紙2のとおり

5. 参考

- ・国土交通省ホームページに「快適トイレの事例集」が掲載されていますので、ご参照下さい。

http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000364.html

【担当部署】

福岡市財政局技術監理部技術監理課

TEL 092-711-4844

快適トイレの導入（試行）における費用の積算について

1. 快適トイレ（現場環境改善型トイレ）の設置

- (1) 標準仕様を満たすトイレを男女別で各1台設置することを標準とする。
(女性が現場にいない場合は、この限りではない)
- (2) 「快適トイレとして活用するために備える付属品」については、受注者は必ず備えるものとする。備えていないトイレは、快適トイレとして扱わないこととする。
- (3) 市場に全現場に相当するトイレが流通していないと想定されることから、当初は金額を計上せず、導入できた工事について変更契約時に計上する方法とする。
- (4) 現場付近に個別にトイレを設置する場合に適用する。(現場事務所内にあるトイレには適用しない。)
- (5) 監督職員は、「標準仕様」及び「快適トイレとして活用するために備える付属品」について、内容が確認できる資料を受注者に提出を求め、確認できた場合に費用計上の対象とするものとする。

2. 快適トイレの計上費用

- (1) 快適トイレの費用は、45,000円/基・月を上限に「積算上の差額」^{※1}を計上するものとし、男女別で1台ずつ計2台まで計上できるものとする。(90,000円/2基・月が上限)
※1:「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から10,000円(従来品)を除いた額。
- (2) 計上費用は、「積算上の差額」と「45,000円/基・月」を比較し、どちらか安い方とする。
- (3) ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限る、1ハウスで90,000円/基・月上限まで計上可能とする。
- (4) 積算上限額を超える費用については、受注者は現場環境改善費(率)の対象としてよい。
- (5) 「快適トイレとして活用するために備える付属品」の費用は、計上しない。これらの費用についても、受注者は現場環境改善費(率)の対象として良い。
※(4)及び(5)の「現場環境改善費」に係る記載は土木工事の場合。

【具体的な計上方法例】

- ① 実際に導入した快適トイレ費用 60,000円/基・月の場合(積算上の差額 50,000円)
積算で計上する費用 : 45,000円/基・月
- ② 実際に導入した快適トイレ費用 40,000円/基・月の場合(積算上の差額 30,000円)
積算で計上する費用 : 30,000円/基・月
- ③ 実際に導入した快適トイレ費用
男女別一体型ハウス 100,000円/2基・月の場合(積算上の差額 80,000円)
積算で計上する費用 : 80,000円/2基・月
- ④ 実際に導入した快適トイレ費用
男女別一体型ハウス 200,000円/2基・月の場合(積算上の差額 180,000円)
積算で計上する費用 : 90,000円/2基・月

3. 費用の計上方法

快適トイレの費用は、「共通仮設費の積上げ分」により計上する。

※土木工事の場合は、「共通仮設費の営繕費の積上げ分(その他、現場条件等により積上げを要する費用)」により計上する。

■特記仕様書記載例

第〇条 現場環境改善（快適トイレの設置の試行）

1. 内容

受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレの設置に努めること。
(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める標準仕様】

- (1) 洋式便座
- (2) 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む）
- (3) 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとること）
- (4) 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）
- (5) 照明設備（電源がなくても良いもの）
- (6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重 5kg 以上）

【快適トイレとして活用するために備える付属品】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- (9) サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
- (10) 鏡付きの洗面台
- (11) 便座除菌シート等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法 900×900mm 以上（半畳程度以上）
- (13) 擬音装置
- (14) 着替え台（フィッティングボード等）
- (15) フラッパー機能の多重化
- (16) 窓など室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）

2. 設置に要する費用

設置に要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、快適トイレの設置にあたっては、上記 1 の内容を満たすことを示す書類を添付し、監督職員と協議の上、規格・基数等の詳細について決定することとし、設計変更時において、支出実態のわかる資料により監督職員と協議の上、上限 45,000 円/基・月を設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基/工事までとする。

また、運搬費は共通仮設費（率）に含むものとする。